

山口県認知症介護実践研修実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。)の4の(2)の①の規定に基づく認知症介護実践研修(以下「研修」という。)の実施主体として知事が指定する法人(以下「研修実施機関」という。)の指定手続等について、国要綱及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 研修実施機関の指定を受けようとする者は、研修開始予定日の2月前までに認知症介護実践研修指定申請書(別記第1号様式)及びそれに係る添付書類を知事に提出しなければならない。

(指定の要件)

第3条 知事は、前条に規定する申請があったときは、次の要件をすべて満たす法人と認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 研修実施機関は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する法人であること。
- (2) 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修事業の運営上知り得た個人情報取り扱いについて、この事業に従事している者及び従事していた者に対して十分な措置がなされていること。
- (4) 研修事業を継続的に毎年度実施されること。
- (5) 研修計画の立案、その他の研修に関する事項について、指導及び助言に当たる以下の者が2名以上参画していること。
 - ア 「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日付け老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)の別紙「痴呆介護研修事業実施要綱」の4(2)に規定する痴呆介護指導者養成研修の修了者
 - イ 国要綱4(6)に規定する認知症介護指導者養成研修の修了者
- (6) 国及び県の定めるところにより研修を適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。

- (7) 受講者の研修に係る書類等研修事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われていること。
- (8) 法人の代表者等役員に介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく処分を受けた者がいないこと。
- (9) 本県又は他の都道府県において、過去に研修事業の不指定又は指定の取消し等の処分を受けていたり、研修事業の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。

(指定の決定)

第4条 知事は、第2条に規定する指定の申請があったときは、前条各号の要件（以下「指定要件」という。）に基づき審査を行う。

- 2 知事は、申請内容が指定要件を満たすと認められる場合、研修実施機関としての指定を行い、指定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、指定をしない決定をしたときは、申請者に対し、その理由を付して通知する。

(事業計画書の提出)

第5条 指定を受けた研修実施機関は、その年度における初回の研修の募集開始までに、認知症介護実践研修事業実施計画書（別記第3号様式）及びそれに係る添付書類を、知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 研修実施機関は毎年度研修終了後に2月以内に、認知症介護実践研修実績報告（別記第4号様式）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第7条 次の各号に掲げる届出をしようとする者は、その事由の発生した日から10日以内に当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の届出 認知症介護実践研修変更届（別記第6号様式）
- (2) 廃止又は休止の届出 認知症介護実践研修廃止届（別記第7号様式）
又は認知症介護実践研修休止届（別記第7号様式）
- (3) 再開の届出 認知症介護実践研修再開届（別記第8号様式）

- 2 知事は、前項の届出の内容が適切でないと判断したときは、研修実施機関に対し、必要な指示を行うことができる。

(調査及び指導等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関に対して、研修事業の実施状況等について、報告及び書類の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関の事務所及び研修実施場所等において立入調査を行うことができる。

3 知事は、研修事業の実施状況等について適当でないと判断したときは、必要に応じて研修実施機関に対して、改善を指導し、指示し、若しくは命じ、又は、研修事業の中止を命じることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき又は研修事業の実施内容が国要綱、課長通知若しくはこの要綱の規定に違反するときは、指定を取り消すことができる。

(聴聞)

第10条 第8条第3項の規定により、研修事業の中止を命ずる場合及び前条の規定により、指定の取消を行う場合には、研修実施機関に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(立入調査)

第11条 研修実施機関は認知症介護実践研修の健全な運営を確保するために知事が必要と認めて行う研修会場等の立入調査に協力しなければならない。

(事業の範囲)

第12条 研修実施機関は山口県外において実践研修を行おうとする場合は、改めてその都道府県の指定を受けなければならない。

2 事業者は山口県内で実施する実践研修について、次の行為を行ってはならない。

(1) 実習以外の研修科目を県外で実施すること

(2) 県外で受講者の募集広告を行うこと

(秘密の保持)

第13条 研修実施機関は、運営上知り得た研修受講者にかかる秘密の保持について、十分留意しなければならない。

2 研修実施機関は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。

(関係書類の保存)

第14条 研修実施機関は、事業の実施にかかる関係書類を備え、これを事業の終了する年度の最後の日から3年間保存しなければならない。

(修了証書の交付等)

第15条 研修実施機関は、研修の講義、演習及び実習について、全カリキュラムを修了した研修修了者に対し、修了証書(別記第9号様式)を交付するものとする。

2 研修実施法人は、研修の修了者の氏名、生年月日、住所、所属施設・事業所名、修了年月日及び修了証書の番号を記載した名簿(別記第5号様式)を作成し、管理するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。